

閣議口頭了解事項

再生可能エネルギー等関係閣僚会議の開催について

1. 開催主旨

責任あるエネルギー政策の構築を図るため、特に、再生可能エネルギー等の推進に関する事項に関し、関係行政機関の緊密な連携の下、これを総合的に検討することを目的として、再生可能エネルギー等関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 出席者

内閣官房長官  
経済産業大臣  
総務大臣  
外務大臣  
文部科学大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
経済再生担当大臣／内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

3. その他

会議は、内閣官房長官が主宰する。

会議の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。